

議員発案第 3 号

加齢性難聴者の補聴器購入に国の公的補助制度創設を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、別紙「加齢性難聴者の補聴器購入に国の公的補助制度創設を求める意見書」を提出するものとする。

令和2年6月30日 提出

提 出 者 三条市議会議員 野 崎 正 志

賛 成 者 三条市議会議員 久 住 久 俊

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 小 林 誠

## 加齢性難聴者の補聴器購入に国の公的補助制度創設を求める意見書

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になる。また、最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症になるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないようであるが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低いとされており、日本での補聴器の普及が求められている。しかし、日本では補聴器の価格は片耳当たり、安いものでも10万円、高価なものは50万円で、保険適用でないため全額個人負担となる。

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度により僅か1割の負担で済む。また、中等度以下でも購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者は僅かで、約9割は自費で購入しなければならない。したがって低所得の高齢者に対しては特段の配慮が必要と考えられる。

欧米では補聴器購入に対して公的補助制度がある。日本でも高齢者の補聴器購入に対して補助を行っている自治体があり、当市も一定の補助制度を制定したが限定的にとどまっている。

補聴器の普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる。

よって政府及び衆参両院議長に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する国の公的補助制度を創設するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 佐藤和雄

[提出先]

衆議院議長      参議院議長  
内閣総理大臣      財務大臣      厚生労働大臣